

阿波市企業管理告示第3号

阿波市水道料金徴収等業務委託の実施について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき阿波市水道料金徴収等業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年12月6日

阿波市長 野崎 國勝

- 1 受託者の名称 株式会社ジェネッツ中・四国支店
- 2 受託者の所在地 愛媛県松山市一番町1丁目15番2号
- 3 委託期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- 4 委託業務の範囲
 - (1) 窓口・受付業務
 - (2) 検針業務
 - (3) 調定・更正業務
 - (4) 料金請求・収納業務
 - (5) 水栓需要家情報入力・管理業務
 - (6) 滞納整理業務
 - (7) 統計等データ作成業務
 - (8) 開栓・閉栓業務
 - (9) 前各号までの付帯業務